# 日本航空 OB 乗員 有志の会ニュース

2014. 02. 25

No.14-021

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL


第２章 第１−2

## それ以前から解雇の必要が全くなかった JAL の経営状況

高裁 最終準備書面シリーズ５

### ２０１０年９月末時点に利益目標を上方修正

JALは、２０１０年９月末の時点で、更生計画上の初年度利益目標であった６４１億円を…約７００億円上方修正した修正計画を策定。

### ２０１０年１２月末時点（解雇の時点）で 人件費の目標を超過削減

ＪＡＬグループの２０１０年１２月累計の連結営業費用は、当初の更生計画の目標を修正した９５９２億円よりも２９０億円改善…。この内、人件費についても、２０１１年３月末日時点において、目標としていた人件費２５４９億円を２０６億円も超過して削減している。従って、本件整理解雇時点において、すでに人件費についてはその目標を２００億円近く超過して削減されていたのである。

### ２０１０年１２月末時点（解雇の時点）で、営業利益・営業利益率は大きく改善

JALは、２０１０年１２月末時点で、更生計画上の初年度目標６４１億円を９００億円以上上回る１５８６億円の連結営業利益、
JAL単体でも１２５１億１４００万円の累計利益を上げるに至った（これにより、２０１０年１２月末の連結営業利益率は、１４．６％となり、更生計画上の２０１２年度の目標であった９．２％を遙かに上回る収益性を備えるに至っていた。（ちなみに、全日本空輸株式会社の２０１０年１２月期の連結営業利益率は７．５％であった）

## ２０１０年度決算は、営業利益目標の約２．９倍、全ての指標大幅改善

２０１１年３月期における業績は、…営業利益１８８４億円を確保している。特に営業利益は目標の約２．９倍を確保しているのである。…自己資本比率は１６．５％に改善している。

加えて、連結人員数も対目標値で約１３００名の超過削減となる３万１２６３名となっている。２０１０年１２月期からわずか３か月の間に、純資産で１０００億円以上、自己資本比率で１０％近く改善しているのである。

収支尻が特に重視されるのが営業キャッシュフローである。…プラスであれば、本業を継続するための資金繰りに懸念材料がないことを意味（する）。

ＪＡＬグループの２００９年度における営業キャッシュフローはマイナス４７２億円であったものが、更生手続が開始した２０１０年１月１９日から手続が終結した２０１１年３月末日までの期間でプラス８６０億円となった。この金額は、破綻前の２００８年度のプラス２７８億円を大きく超えるものであり、JALが営業活動から新たな資金を増勢する力を回復していたことを示している

## 二次破綻の危険性などおよそ存在しなかった。むしろ、再上場の要件をほぼ満たすまでに財務状況は改善しつつあった

JALは、…「固定費の割合が大きい一方で、頻発する「イベントリスク」による収益変動が大きいという特性があり、長期的な視点に立って事業上のリスク要因の払拭に努める必要性」を強調する。

そもそも、本件整理解雇当時、JALには、予防措置を講じなければならないような経営破綻の兆候はおよそ存在しなかったのである。…醍醐聰教授の意見書によれば、…有利子負債…、自己資本比率が更生計画の目標値を超えるテンポで改善していた事実を合わせ考慮すれば、本件整理解雇当時のJALには、予防的解雇を実施しなければならないような経営破綻の予兆は全くなかった、むしろ、その時点では、再上場の要件をほぼ満たすまでに財務状況は改善しつつあった、と述べているのである。

## 企業活動を支える『人』を排除し削減される人件費は０．１％

本件整理解雇により…削減される人件費は約１４．７億円である…営業費用合計額の０．１％台にすぎなかった。

…本件整理解雇がＪＡＬの経営にもたらす経費削減効果としては極めて小さなものに過ぎない。ＪＡＬが経営破綻に至った様々な要因を改善することで図られる経費削減効果の大きさを考慮するならば、あえて整理解雇という最後の手段ま

で用いて、企業活動を支える『人』を排除し、比較的経費削減効果の少ない人件費を削減することの必要性はなかったのではなかろうか。

本件整理解雇は本更生手続の基本目的である事業の再建・継続のために、どうしても不可欠であったなどといえる状況にはなかったことは明白である。

■タイトルは、世話人による
■理解しやすくするために「原判決」を「地裁判決」に、「原審」を「地裁」に、「被控訴人」を「JAL」に置き換えました
■**「控訴人」は地裁における「原告」です**

# 2014年もこれまで同様、カンパ及び活動への参加をお願いいたします

**カンパ宛先等の情報**

http://jalfltcrewob.web.fc2.com/kampa.htm

# 今後の日程

## 5 月　15 日（木）

**控訴審　客室乗務員判決**

東京高裁　101 号法廷

13 時 30 分より

## 5 月　19 日（月）

**不当労働行為裁判**

東京地裁　527 号法廷

13 時 10 分より

## 6 月　5 日（木）

**控訴審　パイロット 判決**

東京高裁　101 号法廷

13 時 30 分より